

令和3年第4回大玉村議会定例会会議録

第1日 令和3年9月7日（火曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 斎藤 信一	2番 渡邊 啓子	3番 菊地 厚徳
4番 本多 保夫	5番 松本 昇	6番 佐原 佐百合
7番 鈴木 康広	8番 武田 悦子	9番 佐原 吉太郎
10番 須藤 軍蔵	11番 押山 義則	12番 菊地 利勝

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長	押山 利一	副 村 長	武田 正男
教 育 長	佐藤 吉郎	総務部長 兼総務課長	押山 正弘
住民福祉部長	中沢 武志	産業建設部長 兼農業委員会 事務局長	菅野 昭裕
教育部長 兼生涯学習課長	作田 純一	政策推進課長	館下 憲一
税務課長	菊地 健	住民生活課長	安田 春好
健康福祉課長	後藤 隆	再生復興課長	伊藤 寿夫
産業課長	渡辺 雅彦	建設課長	杉原 仁
会計管理者 兼出納室長	中沢 みち子	教育総務課長	橋本 哲夫
代表監査委員	甲野藤 健一		

4. 本会議案件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

所信表明並びに行政報告

議案の一括上程（議案第49号から議案第66号並びに報告第3号から報告第4号）

議案第49号 大玉村村営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議案第50号 令和2年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について

議案第51号 令和2年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第52号 令和2年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 5 3 号 令和 2 年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第 5 4 号 令和 2 年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 5 5 号 令和 2 年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 5 6 号 令和 2 年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

議案第 5 7 号 令和 2 年度大玉村水道事業会計決算認定について

議案第 5 8 号 令和 3 年度大玉村一般会計補正予算について

議案第 5 9 号 令和 3 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について

議案第 6 0 号 令和 3 年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について

議案第 6 1 号 令和 3 年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について

議案第 6 2 号 令和 3 年度大玉村土地取得特別会計補正予算について

議案第 6 3 号 令和 3 年度大玉村介護保険特別会計補正予算について

議案第 6 4 号 令和 3 年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第 6 5 号 令和 3 年度大玉村水道事業会計補正予算について

議案第 6 6 号 大玉村教育委員会委員の任命について

報告第 3 号 健全化判断比率の報告について

報告第 4 号 資金不足比率の報告について

提案理由の説明

決算審査報告（監査委員）

請願・陳情について（委員会付託）

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、鈴木真一、藤田良男

会 議 の 経 過

○議長（菊地利勝） おはようございます。令和3年第4回9月定例会が招集されましたところ、出席ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は、12名全員であります。定足数に達しておりますので、令和3年第4回大玉村議会定例会を開会いたします。

なお、住民福祉部長、中沢武志君から事情により欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴に竹内幸一さんがお見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番武田悦子君、9番佐原吉太郎君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。9番。

○議会運営委員長（佐原吉太郎） おはようございます。

令和3年第4回9月定例会に当たりましては、さきに閉会中の継続調査としておりました今期定例会の会期日程等について、去る9月3日午前9時より、第1委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、調査をいたしましたので、その経過と結果について、以下、報告申し上げます。

委員会は、議長出席の下、全委員出席、さらに当局から総務部長の出席を求め、提出議案の概要の説明を受け、会期及び議事日程等について、次のように決定いたしました。

今期定例会に提出される事件は、村長提出の議案等20件で、その内容は、条例改正案件1件、決算認定案件8件、補正予算案件8件、人事案件1件及び報告2件の、合わせて20件であります。

また、今期定例会の一般質問者は7名であります。

よって、会期につきましては、本日9月7日から16日までの10日間と決定いたしました。

また、審議日程につきましては、

本日 7日 本会議 村長の所信表明並びに行政報告、議案の一括上程、提案理由の説明、決算審査報告、請願・陳情の委員会付託、委員会

- 9月 8日 休会（議案調査のため）
9月 9日 本会議 一般質問者 6名
9月10日 本会議 一般質問者 1名、令和2年度歳入歳出決算認定議案に対する総括質疑及び令和2年度歳入歳出決算認定議案の委員会付託
9月11日 休会
9月12日 休会
9月13日 委員会（付託事件の審査）
9月14日 委員会（付託事件の審査）
9月15日 委員会（付託事件の審査）
9月16日 本会議 議案審議、付託事件の委員長審査報告及び審議、閉会中の継続調査申出

という日程で行います。

なお、決算議会でありますので、代表監査委員に、本日7日及び10日の本会議に出席を求めています。

また、会期日程第4日目の9月10日の総括質疑は、令和2年度歳入歳出決算認定議案についての質疑です。質疑は、原則として自らの所属する常任委員会の決算項目以外の質疑内容とし、歳入歳出決算書及び執行成果報告書のページ数を明らかにし、議題に供された内容とするよう、ご協力くださるようお願いいたします。

以上のように、委員会として全委員一致をもって決定いたしましたので、何とぞご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。報告といたします。

以上であります。

○議長（菊地利勝） お諮りいたします。

会期日程につきましては、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

よって、会期日程につきましては、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、例月出納検査結果報告、財政援助に係る監査及び指定管理運営に係る監査の報告、説明員の報告、今期定例会までに受理した請願・陳情書及び議員派遣の結果についてであり、内容については配付いたしました報告書のとおりでありますので、配付をもって報告に代えさせていただきます。

なお、今定例会は決算議会でもありますので、甲野藤健一代表監査委員にも出席をいただいております。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第4、村長より所信表明並びに行政報告を求めます。村長。

○村長（押山利一） ご苦労さまでございます。

本日、第4回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多忙の中ご出席を賜り、提出案件のご審議を賜りますこと、感謝を申し上げます。

また、代表監査委員には、大変お忙しいところご出席を賜りました。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、所信表明を述べさせていただきます。

平成29年8月に2期目の就任以来、当面する諸課題対応や村の活性化を推進するため、各種施策に取り組んでまいりました。

これまでに取り組んださらなる村勢進展のための重要施策の多くが計画または事業着手の状況であり、将来を見据えた村づくりには、村政の継続は不可欠と判断し、再度、村長選に立候補し、去る7月25日執行の選挙におきまして、3選をさせていただきました。

ここに、議員の皆様はじめ、村民皆様方の力強いご支援・ご支持に対しまして、心から感謝を申し上げます。

本村は、「人は活力の源」との考えの下、東日本大震災後、一時的に人口が減少しましたが、子育て支援をはじめとする長年にわたる人口増加対策により、国勢調査では、45年間続けて人口が増加してまいりました。また、令和2年の国勢調査におきましては、人口増加率、世帯増加率ともに県内一となりました。

多くの皆様からこれらの施策の継続を期待され、さらに、新型コロナウイルス感染症対策や、放射能汚染水の海洋放出に伴う風評払拭に向けた取組など、多くの課題を克服していかなければならないこの時期に、再度、村長就任をさせていただいたことは、その期待の大きさに身の引き締まる思いと、その責務の重大さを強く実感しております。

今後も、議会の皆様方はもとより、より多くの皆様方の考えや要望をお聞きし、そして話し合い、「村民に日本一近い村政」を目指して、村民が主役の「住んで良かったと思える村づくり」の実現に向けて、精魂を傾け、努めさせていただく覚悟であります。

また、現下の課題対応に加え、超高齢化社会を目前にしてさらに増大するであろう行政需要や要望にこたえていくことはもちろんのこと、10年後、20年後を見据え、活力のある自立を続ける村づくりのため、職員共々邁進してまいりたいと思っておりますので、皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

ここで、3期目に当たって、施策の概要について申し上げます。

第1に、「人は活力の源」との考えの下、引き続き子育て支援に積極的に取り組んでまいります。

昨年4月から公私連携型に移行した保育所の運営は、社会福祉協議会が担っておりますので、より連携を強化し、待機児童ゼロと各種預かり保育の充実を図ってまいります。また、子育て支援センターを併設した交流センターの設置や、小中学校給食費

の補助の段階的拡大などにより、さらなる子育て支援に努めてまいります。

第2に、農業活性化対策の推進であります。

後継者不足や経営者の高齢化により遊休農地が増大する中、本村の基幹産業である農業を守り、持続可能な農業政策を推進するためには、その受皿となる農業振興公社の設立が必要となります。本村の美しい景観を後世に残し、伝えるためにも、農業振興公社の設立に取り組んでまいります。

第3に、村民出資により設立した村づくり株式会社の充実強化であります。

あだたらの里直売所やお食事処たまちゃん、アットホームおたまなど、収益施設の公設民営化を進めてまいりましたが、いずれの施設も大切な公共施設であります。さらなる施設の充実を図り、村づくりの活性化を進めてまいります。

また、2期目に着手したスマートインターチェンジの誘致や公共交通システムの充実、ICT教育や英語教育の推進による教育環境の充実、商工業の振興に努めてまいります。

以上、施策の概要について申し上げましたが、今後とも現在の財政状況の健全性を維持しつつ、地方自治の本旨である住民の福祉向上に努めてまいる所存であります。

議会の皆様はじめ、村民皆様の絶大なるご支援、ご協力を衷心よりお願い申し上げ、再任に当たっての所信表明とさせていただきます。

続きまして、今次定例会に当たり、現時点における本年度の事務事業につきまして、お手元に配付の別紙をもって行政報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 村長の所信表明並びに行政報告が終わりました。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第5、議案第49号から議案第66号並びに報告第3号から報告第4号を一括上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（藤田良男） 別紙議案書により朗読。

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 日程第6、村長より提案理由の説明を求めます。

なお、説明に当たっては、まずは議案第49号から議案第57号までの説明をお願いします。村長。

○村長（押山利一） 本定例会における提出議案は、条例改正案1件、決算認定8件、補正予算案8件、人事案件1件、報告2件、合わせて20件であります。

それでは、議案第49号、大玉村村営住宅管理条例の一部を改正する条例について申し上げます。

議案関係をお聞きいただきたいと思います。

本案につきましては、東日本大震災復興特別区域法の一部改正並びに福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものであります。

第5条につきましては、関係法律の条ずれによる引用条項の改正を行うものであります。

続きまして、令和2年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明を申し上げます。

まずは、決算書外で概要について申し上げます。

水道事業会計を除く7会計における歳入決算総額は78億6,994万4,861円、歳出決算総額は74億3,856万4,870円となり、歳入歳出差引残額は4億3,137万9,991円となりました。

令和2年度の会計全般につきましては、去る8月17日から23日までの日程により監査委員に決算審査をお願いしたところでありまして、決算及び財政健全化等審査意見書と決算資料である成果報告書を添えて、議会の認定に付するものであります。

それでは、議案第50号、令和2年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

決算書92ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

一般会計の歳入総額が60億2,313万9,064円、歳出総額が56億4,969万9,208円となり、翌年度に繰越しすべき財源5,187万4,000円を差し引いた実質収支額は3億2,156万5,856円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で4.8%増、歳出で5.9%増、実質収支で4.7%減となりました。

財産に関しては94ページの財産に関する調書に記載のとおりであり、地方債現在高の現況につきましては、101ページの調書のとおりであります。

また、これら事務事業の執行概要につきましては成果報告書に掲載のとおりであります。

なお、一般会計を主とした普通会計の決算状況で明らかとなる財政各指標につきましては、成果報告書に記載のとおりであります。拡大した決算カードを別に添付されておりますので、決算カードに細かく記載されておりますので、別紙になっておりますので、後でそれをご覧いただきたいと思っております。

まず、財政の弾力性を表す経常収支比率は82.7%（前年度87.9%）、財政力指数0.385（前年度0.387）、公債費比率7.3%（前年度7.6%）、実質公債費比率7.2%（前年度7.4%）という状況であり、このほか実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率などの財政健全化法に基づく指標も含め、いずれも基準内数値であり、その内容は審査意見書や報告書のとおりであります。

地方債は、2年度末現在高で42億1,804万8,000円であります。このうち46.7%に当たる19億7,059万8,000円ほどが、国が地方財政の財源不足を補うため、地方交付税と一体となって発行を許可する特例債である臨時財政対策債であり、後年度に全額交付税措置されるものであります。

議案第51号、令和2年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

申し上げます。

134ページをお開きください。

歳入総額が8億8,510万770円、歳出総額が8億3,618万6,220円であり、実質収支額は4,891万4,550円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で10.6%減、歳出で11.1%減、実質収支で1.3%減となりました。

また、財産に関しては135ページの調書のとおりであり、これら事務事業の執行については成果報告書掲載のとおりであります。

次に、議案第52号、令和2年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

148ページをお開きください。

歳入総額が743万787円、歳出総額が407万8,502円であり、実質収支額は335万2,285円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で34.9%減、歳出で52.3%の減、実質収支で16.4%増となりました。

また、財産に関しては150ページの調書のとおりであり、これら事務事業の執行については成果報告書掲載のとおりであります。

次に、議案第53号、令和2年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

164ページをお開きください。

歳入総額が1億3,036万571円、歳出総額が1億2,790万1,922円であり、実質収支額は245万8,649円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で10.5%増、歳出で11.9%増、実質収支で33.3%減となりました。

財産に関しては166ページの調書のとおりであり、地方債の現在高の現況については168ページに掲載のとおりであります。また、これら事務事業の執行については成果報告書掲載のとおりであります。

議案第54号、令和2年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

180ページをお開きください。

この会計は、基金による土地の取得と、財産収入での基金への戻入れといった定額運用の基金会計であるため、決算額が歳入歳出とも同額の1,144万9,900円となったものであります。

財産に関しては181ページの調書のとおりであり、これら事務事業の執行については成果報告書掲載のとおりであります。

次に、議案第55号、令和2年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

210ページをお開きください。

保険事業勘定において、歳入総額が7億3,615万3,037円、歳出総額が

7億3,367万7,686円であり、実質収支額は247万5,351円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で0.1%増、歳出で2.3%増、実質収支で86.1%減となりました。

財産に関しては、211ページの調書のとおりであります。

222ページをお開き願います。

介護サービス事業勘定につきましては、歳入総額が91万3,593円、歳出総額が58万23円であり、実質収支額は33万3,570円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で59.9%減、歳出で66.1%の減、実質収支で41.2%減となりました。

なお、これら事務事業の執行につきましては成果報告書の掲載のとおりであります。

次に、議案第56号、令和2年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

238ページをお開きください。

歳入総額が7,539万7,139円、歳出総額が7,499万1,409円であり、実質収支額は40万5,730円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で10.8%増、歳出で11.4%増、実質収支で43.5%減となっております。事務事業の執行については成果報告書掲載のとおりであります。

次に、議案第57号、令和2年度大玉村水道事業会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

240ページをお開きください。

予算第3条で定めた収益的収支の決算は、水道事業収益で1億7,506万2,517円、水道事業費用で1億5,407万3,133円となり、対前年度比は収益で5.5%の増、費用で3.8%の増となったものであります。

242ページをお開きください。

予算第4条で定めた資本的収支の決算は、資本的収入で6,500万円、資本的支出が1億3,776万8,166円となり、不足する額は、242ページ下段に記載のとおり留保資金等で補填を行い、決算したものであります。

244ページをお開きください。

令和2年度の損益計算書であります。

給水収益などの営業収益で1億3,257万2,722円、維持管理などの営業費用で1億3,559万7,021円、受取利息などの営業外収益で2,879万5,853円、支払利息などの営業外費用で1,489万6,099円となり、これらの収支差引きにより1,087万5,455円の当年度純利益となりました。

245ページは、水道資産の状況を示した貸借対照表であります。

有形固定資産合計は17億1,973万1,816円、無形固定資産合計が80万143円、現金預金・未収金などの流動資産合計が3億1,848万6,230円であり、資産の部の合計は20億3,901万8,189円となるものであります。

246ページをお開き願います。

負債の部、固定負債の企業債は9億692万5,807円、未払金などの流動負債は313万7,433円、長期前受金などの繰延収益は4億8,153万5,835円、資本の部は記載のとおりでありまして、負債・資本合計は資産の部の合計と同額となるものであります。

247ページは、剰余金計算書であります。

まず、利益剰余金の部では、減債基金積立金、建設改良積立金の合計は1,900万2,221円、当年度純利益1,087万5,455円を加えた当年度未処分利益剰余金は3,149万5,820円であります。

248ページをお開きください。

資本剰余金の部は、受贈財産評価額、工事負担金、国県補助金、繰入金の合計となる翌年度繰越資本剰余金1,122万2,112円であり、下段は剰余金処分計算書であります。

249ページからは、キャッシュ・フロー計算書、財務諸表附属調書として損益計算書、貸借対照表等の明細書であります。

260ページは、給水の状況などをまとめた事業報告書であります。

以上、令和2年度における各会計の決算についてご説明を申し上げます。

○議長（菊地利勝） 議案第49号から議案第57号までの提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員より決算審査についての報告を求めます。代表監査委員、甲野藤健一君。

○代表監査委員（甲野藤健一） さきの12月定例会で再任されました甲野藤健一です。よろしく申し上げます。

では、私のほうから、令和2年度大玉村一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算について意見を述べたいと思います。

第1 審査の対象

令和2年度大玉村一般会計歳入歳出決算

令和2年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和2年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算

令和2年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

令和2年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算

令和2年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算

令和2年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

第2 審査の期間

令和3年8月17日から23日まで実施いたしました。

第3 審査の場所 大玉村役場

第4 審査の方法

審査に当たっては、村長から送付された令和2年度一般会計及び特別会計、水道事業を除く。以下同じ。歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び

財産に関する調書、以下決算書表について、諸帳簿、証票類と照合し、さらに関係職員の説明を求め、決算計数の確認と予算が法令等に適合し、適正かつ効率的に執行されているか、以下の項目について審査をいたしました。

今回につきましては、歳入関係では、特に力を入れた点だけを申し上げたいと思います。

10項目ありますけれども、

⑦収入未済額、不納欠損処分及び滞納処分停止の事務処理は適切に行われているかどうかを重点的に行いました。

歳出関係では、次ページ、2ページになりますけれども、

④当面必要としない物件の購入等による予算の冗費支出はないか。

⑥補助金、交付金等の支出の必要性、有効性、時期及び額は妥当か。また、精算報告は確実に行われているか。この辺を重点的に行いました。

財産、基金関係では、

④基金の運用状況に関する調書の計数は会計管理者及び各予算管理課保管の基金台帳、整理簿等と一致しているか。この辺を、今回は重点的に実施いたしました。

第5 審査の結果を申し上げます。

1 審査に付された一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びにその他政令で定める調書等の資料は、いずれも法令に準拠して作成され、一般会計歳入歳出決算書及び特別会計歳入歳出決算書とも、款、項、目、節などの計数も正確に記載されており、適正な執行がされたものと認める。

2 財政健全化判断比率及び公営企業不足比率については、算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき審査をしたが、適正に作成されており、基準をクリアしていた。

3 基金について、計数及び運用状況は、適正に管理運用されていた。

4 行政財産及び普通財産については、適正に管理されていた。

第6 審査の意見を申し上げます。

令和2年度普通会計決算状況を見ると、歳入総額60億2,315万円のうち地方税9億7,607万4,000円、地方交付税が18億4,994万円であります。歳出総額56億4,971万円のうち人件費11億8,117万6,000円、公債費4億4,247万9,000円、物件費6億4,165万2,000円であります。経常収支比率は82.7%で、対前年度で5.2ポイント減少しているが、依然高い指標を示している。

令和2年度予算執行に関する事務処理については、毎月実施している例月出納検査及び2月に実施した定期監査において審査しており、指摘事項、改善事項はその都度指導を行った。特に、下記事項を付して決算審査の意見とする。

記。

長引く新型コロナウイルス感染症拡大により、様々な業種が多大な経済打撃を受けている。

その中で、本村の令和2年度決算は良好であった。昨今の社会情勢を踏まえた行政執行が今後も必要であり、財源の確保と経常経費の削減に努め、行政運営に万全を期すことを望みます。

以下、3ページからのものについては、ご覧になっていただきたいと思います。

次に、9ページをお開きいただきたいと思います。

令和2年度大玉村水道事業会計決算審査意見書

第1 審査の対象

審査の対象 令和2年度大玉村水道事業会計決算

審査の期間 令和3年8月17日から23日まで

審査の場所 大玉村役場

審査の手続 この決算審査に当たっては、管理者から提出された決算書類が、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検討するため、会計帳簿・証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認められるその他の審査手続を実施した。

第2 審査の結果を申し上げます。

審査に付された決算諸表は、地方公営企業法及び同施行令、その他関係法令の定めるところにより整理されており、令和2年度末における事業会計の現金残高は預金残高と一致した。予算の執行状況についても関係法令に従い適正妥当なものと認められた。さらに、水道事業の経営成績及び財政状態も適正に表示しているものと認めた。

また、財産、物品等については、年度中の増減並びに年度末現在高が関係台帳及び書類と符合し適正であった。

第3 審査の意見を申し上げます。

この内容は、前年と同様の内容となっております。

損益計算書中、営業利益マイナス302万4,299円、経常利益1,087万5,455円であります。一方、供給単価164.8円が給水原価175.5円より下回る状況にあります。これらの改善は必要であるということを申し上げます。

というのは、給水収益、今回、1億3,257万2,000円でありますけれども、そのうち減価償却費に相当する部分が6,776万2,000円あります。早ければ減価償却費を食い潰すよと、こういうような内容になっていきますので、できるだけ水道の料金の改定、例えば、今、供給単価が164.8円で給水原価が175.5円ですから、差は10円程度です。立米当たり10円の値上げは必要かなというふうを考えております。

第4 決算の概要については、以下、ご覧になっていただきたいと思います。

次に、12ページを申し上げます。

令和2年度財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしま

した。

2 審査の結果を申し上げます。

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記。

(2) 個別意見

①実質公債費比率について

令和2年度の実質公債費比率は7.2%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回っている。

②将来負担比率について

令和2年度の将来負担比率は算定されず、早期健全化基準の350%よりも下回っている。

(3) 是正改善を要する事項は、特別なしということになります。

13ページ。

令和2年度大玉村水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果を申し上げます。

審査に付された下記、資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記の中で、資金不足比率については、資金不足が生じておりませんので、数値は表示しないということになっています。

(2) 是正についても、特別指摘すべき事項はありません。

次に、14ページになります。

令和2年度大玉村農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

これも前段と同様、資金不足を生じておりませんので、特に指摘すべき事項はないということになります。

以上、申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（菊地利勝） 決算審査の報告が終わりました。

ここで暫時休議いたします。再開は午前 11 時 5 分といたします。

(午前 10 時 48 分)

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 再開いたします。

(午前 11 時 05 分)

◇ ◇ ◇

○議長（菊地利勝） 引き続き、村長より議案第 58 号から報告第 4 号までの提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） それでは、続いて、議案第 58 号から議案第 65 号、令和 3 年度各会計補正予算について概要のみご説明を申し上げ、詳細につきましては総務部長に説明をさせます。

それでは、議案第 58 号、令和 3 年度大玉村一般会計補正予算についてを申し上げます。

補正予算書をお開きください。

今回の補正は、前年度決算による繰越金や地方交付税等の確定額を主な財源として、今後見込まれる事務事業に対応する予算の編成を行ったところであります。

それでは、予算書によりご説明を申し上げます。

1 ページをお開き願います。

補正予算第 5 号は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 9,627 万円を追加し、予算の総額を 5 億 4,416 万円とするものであります。

また、補正予算第 2 条は、4 ページに掲載の第 2 表のとおり、本宮方部学校給食センター設備改修事業に係る債務負担行為補正であります。

第 3 表は、地方交付税の算出で確定した臨時財政対策債の発行可能額に係る地方債補正であります。

次に、議案第 59 号、63 ページをお開きください。

令和 3 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、繰越金の確定に伴う予算の編成をしたものでありまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,299 万 1,000 円を追加し、予算の総額を 9 億 1,316 万円とするものであります。

次に、議案第 60 号、81 ページをお開きください。

令和 3 年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、繰越金の確定に伴う予算の編成をしたものでありまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 80 万 4,000 円を追加し、予算の総額を 8 億 1,403 万 000 円とするものであります。

次に、議案第 61 号、89 ページをお開きください。

令和 3 年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、繰越金の確定に伴う予算の編成をしたものでありまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 45 万 7,000 円を追加し、予算の総額を 1 億

1, 953万1, 000円とするものであります。

次に、議案第62号、105ページをお開きください。

令和3年度大玉村土地取得特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、土地開発基金への償還額を増額するための予算の編成を行い、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ708万5, 000円を追加し、2, 683万1, 000円とするものであります。

次に、議案第63号、113ページをお開きください。

令和3年度大玉村介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、前年度決算の確定による各費目の精算のための編成を行い、保険事業勘定においては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2, 378万2, 000円を追加し、予算の総額を7億9, 703万1, 000円とするものであります。

また、介護サービス事業勘定においては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ23万4, 000円を追加し、予算の総額を33万4, 000円とするものであります。

次に、議案第64号、149ページをお開きください。

令和3年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、繰越金の確定に伴う予算の編成をしたものであり、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ40万4, 000円を追加し、予算の総額を7, 208万9, 000円とするものであります。

次に、議案第65号、157ページをお開きください。

令和3年度大玉村水道事業会計補正予算について申し上げます。

補正予算第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の水道事業費用に72万6, 000円を補正計上し、予定額の総額を1億5, 051万4, 000円とするものであります。

議案書のほうに、議案関係のほうにお戻りいただきたいと思えます。

議案第66号、大玉村教育委員会委員の任命について申し上げます。

本案は、現職であります大玉村玉井字上額沢16番地、須藤綾子氏が9月30日をもって任期満了となることから、人格、見識ともに最適任者であることを認め、大玉村教育委員会委員に再任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、当委員の任期につきましては、令和3年10月1日から令和7年9月30日までの4年間であります。

続きまして、報告第3号、健全化判断比率の報告についてを申し上げます。それと併せて、報告第4号、資金不足比率の報告については、資料をご覧願います。

以上のとおり、提案理由の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（菊地利勝） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 命により、議案第58号から議案第65号、令和3年度各会計補正予算についてご説明申し上げます。

それでは、議案第58号、令和3年度大玉村一般会計補正予算について、歳出からご説明申し上げます。

補正予算書の14ページをお開き願います。

款1 議会費は、議場内で使用する椅子の更新費用等、合わせて168万9,000円の補正計上であります。

款2 総務費は、総額3億4,504万3,000円の補正計上であります。

主な事業として、一般管理費の事項①三役、職員の人件費及び庁内一般管理に要する経費は、地方公務員法の一部改正に伴う定年延長制度をスムーズに導入するための支援業務委託料220万円を含め、合わせて608万8,000円の減額計上であります。

文書広報費の事項②情報処理に要する経費は、個人情報保護法等の一部改正に伴い、関係条例、規則等のスムーズな整備を進めるための支援業務委託料220万円を含め、合わせて365万2,000円の補正計上であります。

16ページをお開き願います。

財産管理費の事項①庁舎等の維持管理に要する経費は、公用車1台の購入経費150万円など、合わせて200万円の補正計上であります。

事項②公共用地の取得に要する経費では、土地開発基金買戻し経費708万5,000円の補正計上であります。

中段の企画費の事項⑤定住促進対策に要する経費は、申請件数の増加に対応するため、2つの事業補助金合わせて620万円の補正計上であります。

下段の基金費は、繰越金の確定による剰余金処分として、財政調整基金に2億2,000万円、公共施設整備基金に1億円を積み立てるものであります。

18ページをお開き願います。

諸費の事項②防犯対策に要する経費は、村内20か所に防犯灯を設置するための経費88万円の補正計上であります。

事項④（仮称）地域交流センター整備に要する経費は、大山地区に設置を計画する同施設の基本構想策定業務委託料1,000万円や、検討委員報償等関係経費を合わせて1,022万9,000円の補正計上であります。

20ページをお開き願います。

下段からの款3 民生費は、総額1,933万5,000円の補正計上であります。

主な事業として、社会福祉総務費の事項①職員人件費等、社会福祉に係る共通経費は、男女共同参画推進計画策定業務委託料132万円など、合わせて30万4,000円の補正計上であります。

24ページをお開き願います。

老人福祉費の事項⑦地域包括ケアシステム深化・推進事業に要する経費は、介護保険特別会計で計画していた同事業を一般会計で実施するための経費159万円の補正

計上であります。

下段の児童福祉総務費の事項①児童の健全育成に要する経費は、保育所西側に計画する（仮称）こども広場設計業務委託料580万円の補正計上であります。

26ページをお開き願います。

款4衛生費は、総額3,092万2,000円の計上であります。

28ページをお開き願います。

主な事業として、下段の予防費の事項⑥新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費は、今後の業務を進めるための経費1,211万3,000円の補正計上であります。

30ページをお開き願います。

款6農林水産業費は、総額824万5,000円の計上であります。

主な事業として、農業振興費の事項①農業振興に要する共通経費は、農業振興公社設立アドバイザー報償50万円など、合わせて100万5,000円の補正計上であります。

下段から32ページにかけての農地費の事項②農村環境保全に要する経費は、地域の5組織と広域1組織を対象とした多面的機能支払交付金424万4,000円の補正計上であります。

環境改善センター管理費の農村環境改善センターの管理に要する経費は、電波法等の改正により使用できなくなるワイヤレスマイクや同アンプ等の機器更新経費133万5,000円など、合わせて144万2,000円の補正計上であります。

中段の款7商工費は、404万5,000円の計上であります。

主な事業として、中段から34ページにかけての観光費の事項①観光の振興に要する経費は、観光施設等の活性化を図るための地域おこし協力隊設置経費や、ふれあい広場にぎわい創出事業補助金150万円など、合わせて401万3,000円の補正計上であります。

款8土木費は、総額5,879万2,000円の計上であります。

主な事業として、道路維持費の事項①道路維持に要する経費は、除雪委託料1,000万円や、道路等維持補修工事費500万円など、合わせて1,685万円の補正計上であります。

下段の道路新設改良費の道路新設改良に要する経費は、的場・三合内線や西庵・六社山線など3路線に係る測量調査設計業務委託料3,400万円の補正計上であります。

36ページをお開き願います。

款9消防費の消防施設費、消防施設の整備に要する経費は、旧6分団1方部屯所解体工事費150万円や、自主防災組織活動支援事業補助金40万円など、合わせて338万9,000円の補正計上であります。

下段の款10教育費は、総額43万4,000円の計上であります。

主な事業として、事務局費の事項②教委事務局の管理運営に要する経費は、新型コ

コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で予算措置したことを受け、学校給食費補助金1,266万8,000円の減額など、合わせて1,386万8,000円の減額計上であります。

38ページをお開き願います。

中段の事項⑬小中学校雪上体育体験に要する経費は、スキー教室開催経費447万8,000円の補正計上であります。

以下、42ページ中段にかけての小中学校費、中学校費、幼稚園費は、給与等組替えのほか、消耗品費などの管理運営経費に係る補正計上であります。

42ページをお開き願います。

下段の文化財保護費の文化財保護に要する経費は、馬場ザクラ支柱修繕業務委託料54万2,000円など、合わせて99万4,000円の補正計上であります。

44ページをお開き願います。

保健体育総務費の事項①社会体育振興に要する共通経費は、市町村対抗福島県ソフトボール大会大玉村チームのユニホーム購入補助金70万円の補正計上であります。

下段の給食センター費は、設備改修負担金の増額に伴い、3万7,000円の補正計上であります。

款11災害復旧費の農地農業施設災害復旧費は、令和3年2月13日に発生した坂下第1地区の地震災害に係る土地改良施設災害復旧事業補助金574万6,000円の補正計上であります。

46ページをお開き願います。

款14予備費は、今後の未確定要素への対応も含め、調整財源として1,863万円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

8ページをお開き願います。

款10地方特例交付金は52万円の減額、款11地方交付税は、普通交付税交付金の確定により3億831万5,000円の補正計上であります。

款15国庫支出金の民生費国庫負担金は、低所得者保険料軽減強化事業費負担金324万9,000円など、合わせて341万4,000円の補正計上であります。

衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費負担金76万7,000円の補正計上であります。

民生費国庫補助金は38万3,000円、衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,134万4,000円など、合わせて1,156万4,000円、土木費国庫補助金は、15万6,000円の補正計上であります。

10ページをお開き願います。

款16県支出金の民生費県負担金は、170万6,000円の補正計上であります。

総務費県補助金は、健康長寿推進事業経費に充当となる福島県地域創生総合支援事業補助金191万9,000円の補正計上であります。

民生費県補助金は175万3,000円、農林水産業費県補助金は353万1,000円、土木費県補助金は、7万8,000円の補正計上であります。

款19繰入金の介護保険特別会計繰入金は、前年度における介護保険特別会計の決算による精算戻入れ858万6,000円の計上であります。

財政調整基金繰入金は、取崩しを1億900万円減額計上するものであります。

12ページをお開き願います。

款20繰越金は、前年度繰越金として2億4,156万5,000円の補正計上であります。

款21諸収入の雑入は、木造住宅耐震診断者一部負担金など、合わせて5万3,000円の補正計上であります。

款22村債の臨時財政対策債は、普通交付税の確定に伴い発行可能額が確定したため、2,200万円を補正計上するものであります。

なお、臨時財政対策債は、地方の財源不足を補うための普通交付税と併せて発行が認められる一般財源であり、後年度の交付税算定の中で返済額全額が交付税措置されるものであります。

48ページからは、給与費の明細を掲載しております。

以上、一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第59号、令和3年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について、歳出よりご説明を申し上げます。

68ページをお開き願います。

款1総務費の一般管理費は、職員人件費等7万8,000円の補正計上であります。

款9予備費は、財源を調整し1,291万3,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

66ページをお開き願います。

款5繰入金の一般会計繰入金は、職員人件費等繰入金7万8,000円の補正計上であります。

款6繰越金は、前年度決算の確定により1,291万3,000円の補正計上であります。

70ページからは、給与費の明細を掲載しております。

以上、国民健康保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第60号、令和3年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

86ページをお開き願います。

款2農林水産業費の林業振興費は、森林環境整備委託料300万円など、合わせて340万円の補正計上であります。

款3予備費は、財源を調整し40万4,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

84ページをお開き願います。

款1財産収入の生産物売払収入は、玉井第2委託林組合からの10分の2の立木売払分収金145万2,000円の補正計上であります。

款2繰越金は、前年度決算の確定により235万2,000円の補正計上であります。

以上、玉井財産区特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第61号、令和3年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について、歳出よりご説明を申し上げます。

94ページをお開き願います。

款1維持費の農業集落排水施設維持管理費は、消費税等納付金120万円など、合わせて123万4,000円の補正計上であります。

款3予備費は、財源を調整し122万3,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

92ページをお開き願います。

款3繰越金は、前年度決算の確定により245万7,000円の補正計上であります。

96ページからは、給与費の明細を掲載しております。

以上、農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第62号、令和3年度大玉村土地取得特別会計補正予算について、歳出よりご説明を申し上げます。

110ページをお開き願います。

款1土地開発基金費は、基金積立金708万5,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

108ページをお開き願います。

款1財産収入の不動産売払収入は、一般会計への土地売払代金708万5,000円の補正計上であります。

以上、土地取得特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第63号、令和3年度大玉村介護保険特別会計補正予算について、それでは、保険事業勘定の歳出よりご説明を申し上げます。

122ページをお開き願います。

款1総務費の一般管理費は、5,000円の減額計上であります。

款2保険給付費の居宅介護サービス給付費と、款4地域支援事業費の介護予防・日常生活支援サービス事業費は、財源調整であります。

包括的支援事業費は、4万2,000円の補正計上であります。

下段の款7諸支出金の償還金は、令和2年度介護給付費等の精算に伴う返還金1,066万6,000円の補正計上であります。

124ページをお開き願います。

一般会計繰出金は、前年度決算の確定に伴う繰出金835万2,000円の補正計

上であります。

予備費は、財源を調整し472万7,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

118ページをお開き願います。

款1介護保険料の特別徴収保険料は1,662万7,000円の増額、普通徴収保険料は558万7,000円の減額計上であります。

款3国庫支出金は、地域支援事業交付金1万6,000円、保険者機能強化推進交付金122万5,000円、市町村介護保険保険者努力支援交付金130万6,000円の補正計上であります。

款4支払基金交付金は、介護給付費交付金205万6,000円、地域支援事業支援交付金21万7,000円の補正計上であります。

款5県支出金の地域支援事業交付金は、9,000円の補正計上であります。

款7繰入金は、地域支援事業繰入金9,000円、その他一般会計繰入金244万6,000円、120ページをお開きいただきまして、上段にございます、低所得者保険料軽減事業繰入金649万9,000円の補正計上であります。

介護保険基金繰入金は、基金取崩しを537万8,000円減額計上するものであります。

款8繰越金は、前年度決算の確定により247万4,000円の補正計上であります。

款9諸収入は、前年度業務委託料の確定により、地域包括支援センター業務委託料過年度精算金186万3,000円の補正計上であります。

126ページからは、給与費の明細を掲載しております。

続きまして、介護サービス事業勘定について、歳出よりご説明を申し上げます。

146ページをお開き願います。

款1サービス事業費の居宅介護予防サービス等事業費は、前年度事業収入の決算により23万4,000円を一般会計に繰り出すものであります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

144ページをお開き願います。

款1繰越金は、前年度決算の確定により23万4,000万円を補正計上するものであります。

以上、介護保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第64号、令和3年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について、歳出よりご説明を申し上げます。

154ページをお開き願います。

款5予備費は、調整財源として40万4,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

152ページをお開き願います。

款5繰越金は、前年度決算の確定により40万4,000円の補正計上であります。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明を申し上げました。

次に、議案第65号、令和3年度大玉村水道事業会計補正予算についてご説明を申し上げます。

158ページをお開き願います。

予算実施計画であります。これはご覧をいただければと思います。

159ページから163ページにかけては、給与費明細であります。

164ページをお開き願います。

補正内容の明細書であります。

収益的支出の項1営業費用は、原水及び浄水費で38万5,000円、配水及び給水費で17万円、総係費で16万1,000円の補正計上であります。

項2営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費で1万円の補正計上であります。

以上、水道事業会計補正予算についてご説明を申し上げました。

以上のとおり、令和3年度各会計に係る補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地利勝） 提案理由の説明が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 日程第7、請願・陳情について、常任委員会付託を行います。

6月定例会以降、本日までに受理した請願・陳情は、お手元にお配りいたしました写しのとおり、陳情第4号の1件であります。

お諮りいたします。

議長から所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（菊地利勝） 異議なしと認めます。

議長から所管の常任委員会に付託をいたします。

配付いたしております付託表のとおり、陳情第4号を産業厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◇

◇

○議長（菊地利勝） 以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前11時38分）